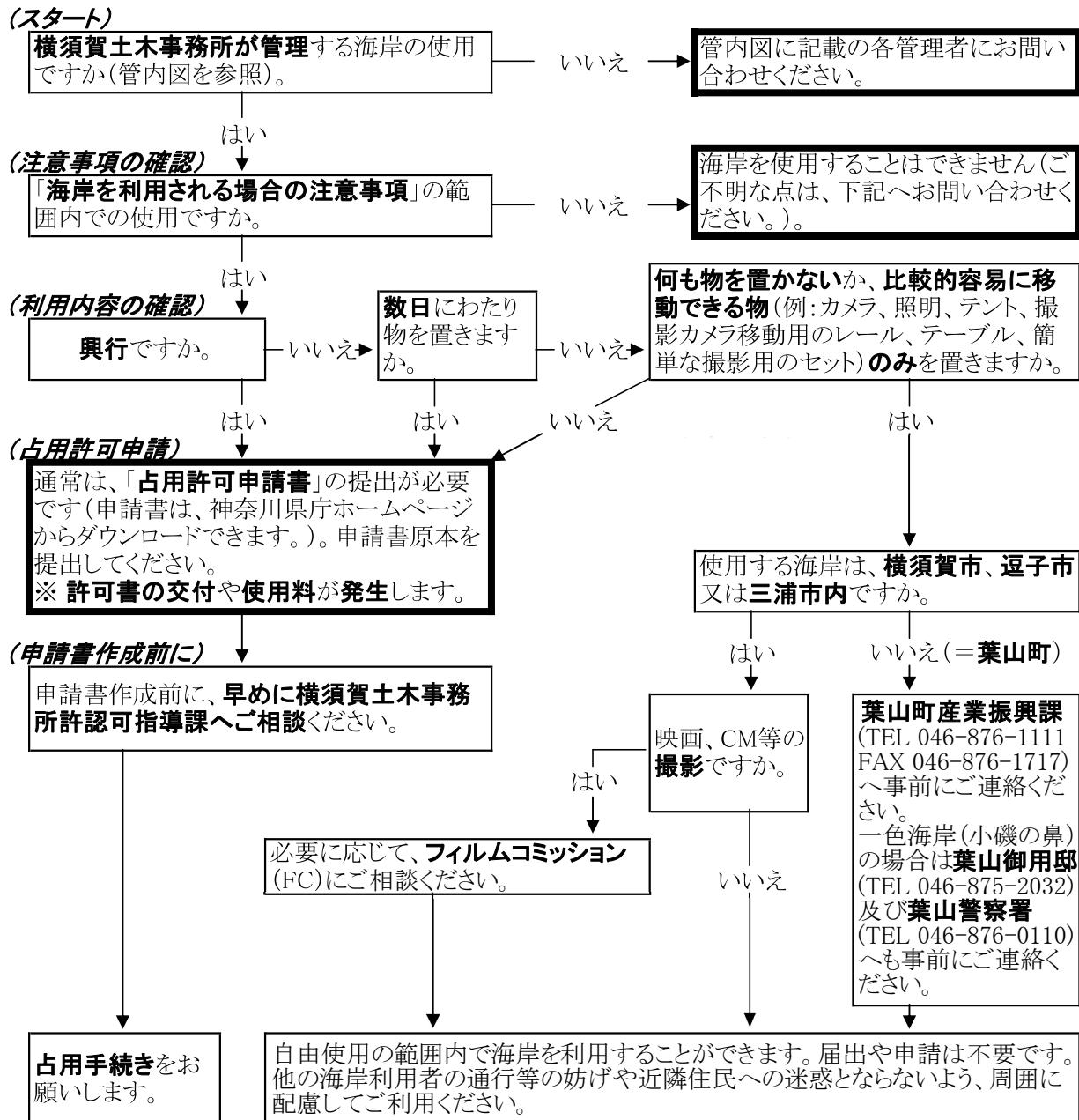


海岸で撮影、興行等を行う場合のお願い(神奈川県横須賀土木事務所)

三浦半島は海に囲まれた自然豊かな場所として、多くの方に親しまれています。横須賀土木事務所が管理する海岸の利用にあたっては、次のフローチャートに基づき手続きを行ってください。美しい海岸の保持に努めていただくとともに、使用場所周辺の住民及び一般利用者等に迷惑をかけないよう、節度ある利用をお願いします。



お問い合わせ・ご相談は

神奈川県横須賀土木事務所 許認可指導課

〒238-0022 神奈川県横須賀市公郷町1-56-5

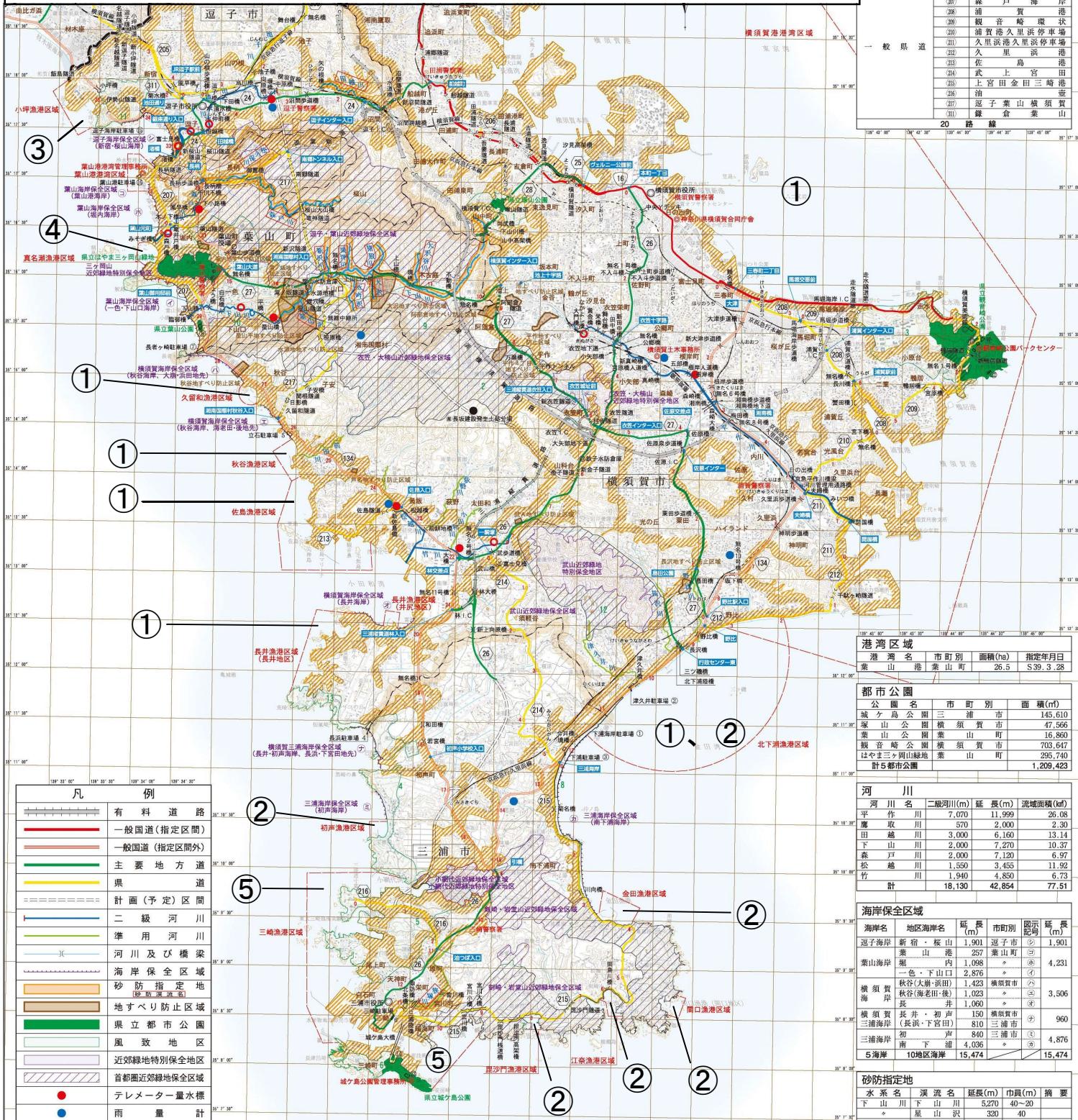
TEL (046)853-8800(代表) FAX (046)853-7443

※ 5～9月は、海の家設営時期と重なりますので、あらかじめ海の家の属する海岸組合等と調整するなど、利用にあたっては特にご注意ください。

神奈川県横須賀土木事務所管内図

令和五年四月

- 横須賀市、逗子市、三浦市及び葉山町のうち、①～⑤を除く部分の海岸が横須賀土木事務所所管となります。①～⑤の部分で海岸を使用する場合は、各所管機関へご確認ください。
- なお、横須賀土木事務所管内であっても、葉山町内の海岸を使用する場合は、葉山町都市経済部産業振興課（TEL 046-876-1111 FAX 046-876-1717）及び葉山警察署交通課（TEL 046-876-0110）へ事前にご連絡ください。



【①～⑤問合せ先】

- ① 横須賀市港湾部港湾管理課 (TEL 046-822-4000)
- ② 三浦市経済部海業水産課 (TEL 046-882-1111)
- ③ 逗子市市民協働部経済観光課 (TEL 046-873-1111)
- ④ 葉山町都市経済部産業振興課 (TEL 046-876-1111)
- ⑤ 神奈川県東部漁港事務所 (TEL 046-882-1232)

海岸を使用される場合の注意事項

事故防止の徹底を図ります。
他の海岸利用者に対し、強制、その他の迷惑行為を行いません。
現場で使用する機械器具は、他の海岸利用者の迷惑とならない場所に置きます。
必要に応じて適正数の交通整理員を配置します。
自動車、バイク、船舶を海岸区域へ乗り入れません。
公共施設及び海浜植物等を損傷又は汚損しません。万が一損傷又は汚損した場合には、速やかに横須賀土木事務所に連絡し、指示を受けます。
油等で海岸を汚損しません。万が一汚損した場合には、速やかに横須賀土木事務所に連絡をし、指示を受けます。
直火は使用しません(バーベキュー台の上などの使用は可能です。)。
騒音で使用場所周辺の住民及び一般利用者等に迷惑をかけません(夜間 22 時以降の花火は条例で禁止されている地域があります。)。
撮影の場合等はプライバシーに十分配慮し、近隣に迷惑をかけない方法で行います。
ゴミ等が発生した場合は、責任を持って持ち帰り、適正に処分します。
使用後は必ず原状に回復します。
万が一、事故等が発生した場合は、使用者の責任で対応します。
横須賀土木事務所の職員から指示がある場合には、その指示に従います。
【無人航空機または模型飛行機を使用する場合】 航空法、電波法等の関係法令を遵守します。

お問い合わせは	神奈川県横須賀土木事務所 許認可指導課	
	〒238-0022	神奈川県横須賀市公郷町 1-56-5
	TEL (046) 853-8800 (代表)	FAX (046) 853-7443